

はしがき

昭和七年三月十九日、昭和六年度最終の第六回評議員會に於て選任された第三回本大會提出案審査準備委員會（四月十一日）及び昭和七年度第一回評議員會（四月十四日）により審査決定され、大會議案並に同提案理由事項

大會準備委員 小松二郎、竹内義藏、瀧澤八郎、松野下傳内、篠脇常治、田邊徳次郎、宮本京次郎、水口伊吉、松木寛次、川合信一

：以上

大會議案

一 同一労働同一賃銀の支給制度確立の件

提案理由

如何なる産業であらうと、それが社會的に必要な労働に従事する労働者の賃銀は、時と處の相違無く何時何處なる場合を問はず同一賃銀の再生產に必要なその家計全般が、今日から明日將來の生活に重視かね生活費の總額以上でなければならぬといふことが社會的絶對原則である。

職業の偏重又は労働の差異如何による賃銀の差別をそのまま、それが社會全般を通じて統和された平均値を、我々は一般的に最低賃銀と云ふ。これ我々がこゝに張るる賃銀タクシードの最低基準を成すものである。

二 勞働時間制限に関する件

提案理由

労働の強化度は、短い時間最高度の能率度を上げることに正比例する。しかるこの結果は労働者の健康と壽命を保護し保証する。労働者の労働力には生理的限界がある。しかるに、森木家は絶えずこの限界を無視せんとしてしかもこれに制約されるが故に、交代輪番制、臨時雇用制等の労働組成方法を用ひ、労働者の新陳代謝を容易にして、大人・青年・少年・小供・婦人と交代せしめ、短い時間により多くの労働力を發揮せんとするのである。若し利益が三百パーセントに達する條件が示さるゝならば、幾十時間通しの労働をも無意識に実感する。

我々の労働時間は正にその生理的限界を超越するものゝ如く、しかも超過労働時間に對する手當も保護方法も講ぜられぬ常態が普通とされてゐるのである。
八時労働制が當面の目標である。

三 無料職業紹介機關設立に関する件

提案理由